

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（個）第9号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年10月24日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和5年（サミット直前）に広島県警〇〇が私を市内の飲食店につれて行き支払ひ（原文ママ）をした前後の私の名前がある全ての文章。領収書を含む」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対し、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年広島県条例第33号）第3条第2項の規定により、開示決定等の決定期間を令和6年12月9日まで延長する旨、令和6年11月7日付けで審査請求人に通知した。

その後、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件請求情報」という。）が存在しているか否かを答えるだけで、法第78条第1項第5号に規定された不開示情報を開示することとなるとして、法第81条及び第82条第2項の規定により、自己情報存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年11月29日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年12月3日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

4 口頭意見陳述

諮問実施機関は、審査請求人の申立に基づき、令和7年10月27日に行
政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第
2項に定める口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を実施した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理
由は、おおむね次のとおりである。

個人情報の保護に関する法律第78条に該当しない。

広島県警が組織的に自らの違法行為を隠蔽するために、情報存否応答拒否
している事は明白である。

法的根拠のない違法行為を指揮命令した事実が公表されることを恐れて
のことである。

よって自己情報損保（原文ママ）応答拒否のそもそもの原因が違法不当な
ものである事は明白である。

私から食事に誘ったという事実は、これまでただの1度もない。

当日は、事前の約束も全くなく、突然〇〇が私のもとに来て、私を強制的
に飲食店に連れて行った事は事実である。

当日は、サミットが近いために、違法な貢献（原文ママ）力の行使をし、
私の行動を監視し、広島県警に逆らうとタダでは済まない。何時でも逮捕し
てやるぞと言う意思表示に他ならない恐怖を感じた。

行く必要は無いと何回か断ったが、〇〇は私の右側から左手で私の左の肩
をつかみそのまま連れて行った。

広島県警〇〇は、〇〇に突然現れ拒否する私を無理やり肩に手を回し 〇
〇店 〒〇-〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 に連れて行き無理やり飲

食の強制をしたものである。

〇〇にいた広島県警察官約３名の前で明白に「行く必要はない。バスで帰ります。」と何度も発言している事実がある。

この事実は、当時広島県警〇〇警察署〇〇氏も承知している事実である。

広島県警〇〇が違法な事実であることを当初から認識していたから証拠を隠匿しているものである。

この事実は、広島県警の組織的犯罪であることが露呈することを恐れた結果である。

第４ 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

１ 本件開示請求の審査請求人への趣旨確認

令和６年１０月２４日、本件開示請求に関して審査請求人に趣旨を確認したところ、「令和５年のサミット前に１回だけですが、〇〇と飲食に行きました。詳しい日にちは覚えていませんが、サミットの直前でした。その飲食した件に関して、領収書や報告書に記載された個人情報を開示請求します。まず、公費で支払ったのなら領収書があるでしょうから、その領収書も含めて、公費で支払ったことが分かる文書をください。また、公費の書類とは別に、私と接触した状況の報告書も作成しているはずなので、その報告書も請求します。請求の内容に『前後の』と記載した理由は、私との飲食が事前計画されたものであれば事前計画から結果報告までを含めるという趣旨です。」とのことであった。

２ 対象個人情報について

本件開示請求の対象となる保有個人情報（以下「対象個人情報」という。）は、警察の情報収集活動に係るものであり、当該情報の存否を明らかにすることは、警察が特定の個人に係る情報を収集しているか否かを明らかにすることと同義となるものである。

3 存否応答拒否制度について

自己情報開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、保護されるべき利益を損なうことがあり、存否応答拒否制度は、法第 81 条において「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。

4 存否応答拒否とした理由

情報収集活動は、一般的には秘密裏に行われることによってその目的を達成し得るものであるが、警察が情報収集活動を行っていることが情報収集の相手方の知るところとなれば、相手方が情報収集活動の存在を前提として活動することになり、情報収集の目的を達成することが著しく困難になる。

仮に審査請求人が言うように、公費により支払った場合の領収書や報告書が存在していたとしても、それは、警察が警察法第 2 条に基づき犯罪の予防や公共の安全・秩序の維持を目的として任意手段で行っている情報収集活動に関する文書となり得る。

このような性格を有する文書に対して開示請求がなされ、不開示とする処分をした場合、同処分は文書が存在していることを前提としてのものであるから、そのことによって、情報収集の相手方に対し警察が何らかの情報収集活動を行なったこと又は現に行っていることが明らかとなる。また、同文書が不存在であることを理由に不開示とする処分をした場合、同処分により、情報収集の相手方が警察の情報収集活動の対象となっていないことが明らかにされることとなる。

よって、本件開示請求については、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定する不開示情報に該当すると認められることに加えて、存在しているか否かを答える

だけで不開示情報を開示することと同義となることから、法第 81 条に基づいて本件処分を行ったものである。

5 審査請求人の主張に対する弁明

- (1) 「広島県警が組織的に自らの違法行為を隠蔽するために、情報存否応答拒否している事は明白である。」について

本件処分は、法第78条第1項第5号及び第81条に基づいて行われた適法な処分であるため、審査請求人の主張は失当である。

- (2) 「法的根拠のない違法行為を指揮命令した事実が公表されることを恐れてのことである。よって自己情報存否応答拒否（原文では「損保応答拒否」）のそもそもの原因が違法不当なものである事は明白である。」について

本件処分は、法第78条第1項第5号及び第81条に基づいて行われた適法な処分であるため、審査請求人の主張は失当である。

- (3) 「私から食事に誘ったという事実は、これまでただの1度もない。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (4) 「当日は、事前の約束も全くなく、突然〇〇が私のもとに来て、私を強制的に飲食店に連れて行った事は事実である。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (5) 「当日は、サミットが近いために、違法な公権力（原文では「貢献力」）の行使をし、私の行動を監視し、広島県警に逆らうとタダでは済まない。何時でも逮捕してやるぞと言う意思表示に他ならない恐怖を感じた。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (6) 「行く必要は無いと何回か断ったが、〇〇は私の右側から左手で私の左の肩をつかみそのまま連れて行った。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (7) 「広島県警〇〇は、〇〇に突然現れ拒否する私を無理やり肩に手を回し〇〇店 〒〇-〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇に連れて行き無理やり飲食の強制をしたものである。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (8) 「〇〇にいた広島県警察官約３名の前で明白に『行く必要はない。バスで帰ります。』と何度も発言している事実がある。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (9) 「この事実は、当時広島県警〇〇警察署〇〇氏も承知している事実である。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (10) 「広島県警〇〇が違法な事実であることを当初から認識していたから証拠を隠匿しているものである。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (11) 「この事実は、広島県警の組織的犯罪であることが露呈することを恐れた結果である。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (12) 「捜査や警察業務に無関係な違法な公金の支出であることが、露呈することを恐れた為の証拠隠滅である。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (13) 「広島サミットを自らの利権に悪用した極めて悪質な犯罪行為であること。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (14) 「この事実を組織的に隠蔽していること。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

- (15) 「広島県警の〇〇であり然も当時は、広島サミットに立場及び職務に密接な関与をしておりその立場を利用し一県民である私に度々、〇〇である旨を発言し「儂に任せておけば良い様にしちやるけ、、」と強迫を繰り返していた事。」について

本件開示請求とは何ら関係のない主張である。

第５ 審査会の判断

１ 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件請求情報は、警察の情報収集活動

に係るものであり、当該情報は、法第78条第1項第5号に規定する情報に該当し、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を答えると、法第78条第1項第5号に定める不開示情報を開示することとなるとして、法第81条の規定に基づき保有個人情報の存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否した。

これに対して、審査請求人は、本件請求情報の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 存否応答拒否制度について

法第81条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有する個人情報によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、法第81条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしないで、自己情報開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件請求情報に係る法第78条第1項第5号該当性について

法第78条第1項第5号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある保有個人情報を不開示とすることを定めたものである。その場合、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、専門的、技術的判断を要するため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。

なお、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、本号に該当する情報については、その性質上、開示又は不開示の判断を行うに当

たり、高度の専門的・技術的な判断が求められることが想定されることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものであると認められるかどうかを審査・判断するものであることを示す趣旨である。

本件請求情報は、「令和5年（サミット直前）に広島県警〇〇が私を市内の飲食店につれて行き支払いをした前後の私の名前がある全ての文章。領収書を含む」であるところ、実施機関は、弁明書において、「本件開示請求の対象となる個人情報、警察の情報収集活動に係るものであり、当該情報の存否を明らかにすることは、警察が特定の個人に係る情報を収集しているか否かを明らかにすることと同義となるものである。情報収集活動は、一般的には秘密裏に行われることによってその目的を達成し得るものであるが、警察が情報収集活動を行っていることが情報収集の相手方の知るところとなれば、相手方が情報収集活動の存在を前提として活動することになり、情報収集の目的を達成することが著しく困難になる。仮に審査請求人が言うように、公費により支払った場合の領収書や報告書が存在していたとしても、それは、警察が警察法第2条に基づき犯罪の予防や公共安全・秩序の維持を目的として任意手段で行っている情報収集活動に関する文書となり得る。このような性格を有する文書に対して開示請求がなされ、不開示とする処分をした場合、同処分は文書が存在していることを前提としてのものであるから、そのことによって、情報収集の相手方に対し警察が何らかの情報収集活動を行ったこと又は現に行っていることが明らかとなる。また、同文書が不存在であることを理由に不開示とする処分をした場合、同処分により、情報収集の相手方が警察の情報収集活動の対象となっていないことが明らかにされることとなる。」と主張している。

本件請求情報について、当審査会から実施機関に確認したところ、実施機関は、仮に対象文書が存在するとすれば、捜査費の執行に関連する文書や報告書等が作成されることが想定されるとのことであつた。

実施機関が、本件請求情報を、特定の個人に係る情報収集活動に関する文書と捉え、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安

全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして法第78条第1項第5号の不開示情報に該当すると主張することについては、不自然・不合理な点があるとはいえず、実施機関が認めるにつき相当な理由があるものと認められる。

(3) 本件処分の妥当性について

実施機関は、上記のとおり、「当該情報の存否を明らかにすることは、警察が特定の個人に係る情報を収集しているか否かを明らかにすることと同義となるものである。このような性格を有する文書に対して開示請求がなされ、不開示とする処分をした場合、同処分は文書が存在していることを前提としてのものであるから、そのことによって、情報収集の相手方に対し警察が何らかの情報収集活動を行なったこと又は現に行っていることが明らかとなる。また、同文書が不存在であることを理由に不開示とする処分をした場合、同処分により、情報収集の相手方が警察の情報収集活動の対象となっていないことが明らかにされることとなる。」と説明する。

また、法第81条の規定により、「保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなると判断される場合には、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、不開示決定を行うことができる。」とされ、「このような性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。」とされているところである（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」個人情報保護委員会）。

しかしながら、審査請求人の主張が、上記第3の2のとおり具体的であることからすると、審査請求人が実施機関において本件開示請求に係る何らかの文書が作成されていると考えることは不自然とはいえない。

したがって、本件請求情報については、その存否を答えるだけで、法第78条第1項第5号の不開示情報を開示することとなるとまでは認められない。

以上のことから、本件請求情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は、妥当とはいえない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 3 月 19 日	・ 諮問を受けた。
令和 8 年 4 月 24 日 (令和 8 年度第 1 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 5 月 29 日 (令和 8 年度第 2 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 6 月 26 日 (令和 8 年度第 3 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士